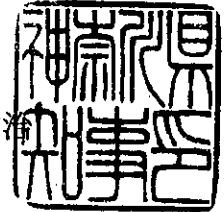




令和 5 年 8 月 29 日

神奈川県環境審議会
会長 鈴木 正規 様

神奈川県知事 黒岩 祐滯



神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直しについて（諮問）

県では、神奈川県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）に基づき、一定規模以上の事業者に対して、温室効果ガスの排出削減に関する自主的な削減目標、対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を公表する「事業活動温暖化対策計画書制度」等を 2010（平成 22）年度から運用し、自主的な取組を促進してきました。

また、2021（令和 3）年度には条例を改正し、「2050 年脱炭素社会の実現」を基本理念とするとともに、今年度中に神奈川県地球温暖化対策計画を全面的に改定し、「2050 年脱炭素社会」の実現に向けた各種目標や具体的な施策等を盛り込む予定です。

県全体の温室効果ガス排出量に対して、産業部門と業務部門からの排出が約半分を占めていることから、事業活動における排出削減対策を進めるため、事業活動温暖化対策計画書制度等に関する条例の見直しについて、御審議いただきたいので、諮問いたします。